令和 5 年度福祉・介護職員処遇改善加算等実績報告書作成に係る Q&A

<実績報告書の作成について>

- 問1 前年度の賃金の総額は、原則令和5年度の計画書に記載した額を実績報告書でも記載することとなっていますが、令和5年度中に職員構成が変わった場合等においては、前年度の福祉・介護職員の賃金総額を修正してもよいですか。
- 答1 修正して差し支えありません。修正が必要な場合は、以下の厚生労働省Q&Aを参考に賃金総額を算出してください。なお、令和3年度実績報告提出時には、理由書の提出が必要でしたが、今年度は理由書の提出は不要です。
- ◆「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する Q&A (令和 3 年 3 月 29 日)」問 1 4

賃金改善の見込額と前年度の賃金の総額との比較については、処遇改善加算等による収入額を上回る 賃金改善が行われていることを確認するために行うものであり、勤続年数が長い職員が退職し、職員を 新規採用したことにより、前年度の賃金の総額が基準額として適切でない場合は、「これにより難い合 理的な理由がある場合」に該当するものである。

このような場合の推計方法について、例えば、前年度の賃金の総額は、

- ・ 退職者については、その者と同職であって勤務年数等が同等の職員が、前年度在籍していなかったものと仮定した場合における賃金総額を推定する。
- ・ 新規採用職員については、その者と同職であって勤務年数等が同等の職員が、前年度在籍したものと仮定した場合における賃金総額を推定する等が想定される。

具体的には、

- ・ 勤続 10 年、5 年、1 年の者が前年度にそれぞれ 10 人働いていたが、勤続 10 年の者が前年度末に 5 人退職し
- ・ 勤続1年の者を今年度当初に5人採用した場合には、

仮に、勤続年数が同一の者が全て同職であった場合、前年度、

- 勤続10年の者は5人在籍しており、
- ・ 勤続1年の者は15人在籍していたものとして、

賃金総額を推計することが想定される。

<推計の例>

		勤続10年	勤続5年	勤続1年
前年度	実際の人数	10人	10人	10人
	推計に当た	5人	10人	15人
	っての人数	→10人のうち、	→実際と同様	→10人に加え、
		5人は在籍しな		5人在籍したも
		かったものと仮		のと仮定
		定		
今年度		5人	10人	15人

問2 「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」のpdfファイルが複数あるため、オンライン申請フォームに添付することができませんが、どのように対応したらよいでしょうか。

答2 下記のいずれかの方法によりご提出ください。

- ①複数のpdfファイルを1つのpdfファイルにまとめ、まとめたpdfファイルをオンライン申請フォームに添付する。
- ②複数の p d f ファイルを zip ファイルにまとめ、zip ファイルをオンライン申請フォームに添付する。 【zip ファイルの作成方法】

まとめるファイルを 1 つのフォルダにまとめ、そのフォルダを右クリックし、[送信]又は[送る]を選択して、[圧縮(zip 形式)フォルダ]を選択すると、同じ名前の zip フォルダが作成されます。

- ③上記①及び②以外の方法で、複数のpdfファイルを1つのファイルにまとめ、オンライン申請フォームに添付する。
- ※Word ファイルや Excel ファイルに p d f ファイルを貼り付けることも可能です。
- ※まとめるファイルの形式は、オンライン申請フォームに添付できるものであれば特に指定はしませんが、県で読み込めない場合は再度ご提出をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

<参考 ①~③においてデータ容量が大きくなる場合>

オンライン申請フォームでは、1つの回答欄におけるデータ容量が10MBとなっておりますので、データをまとめた結果、データのサイズが10MBを超える場合は、データを分割して添付していただきますようお願いします。

- ④上記①~③の方法が難しい場合は、メールで提出してください。メールアドレスは下記のとおりです。その際、件名は「【(法人名)】令和5年度処遇改善加算等実績報告書について」としてください。なお、メールのデータ量が5MBを超える場合は、受信ができませんので、メールを分割する又は添付ファイルのデータ量を圧縮するなどしてください。
- <障害福祉課宛て>
- c11226@pref.gifu.lg.jp
- <岐阜地域福祉事務所宛て>
- c22801@pref.gifu.lg.jp
- ※上記①~④の方法が難しい場合、郵送で提出してください。